

## 個人情報保護に関する法律施行規則等の一部を改正する規則案等の概要

### 1. 趣旨

個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）は、オプトアウト手続により個人データを第三者提供しようとする者、認定個人情報保護団体の業務を行おうとする法人等のための所要の手続を規定している。

また、行政機関の保有する個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）及び独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）は、非識別加工情報取扱事業者になろうとする者等のための所要の手続を規定している。

これらの法の規定を受けて、個人情報保護に関する法律施行規則（平成 28 年個人情報保護委員会規則第 3 号。以下「平成 28 年委員会規則第 3 号」という。）、認定個人情報保護団体の認定等に関する指針（平成 29 年個人情報保護委員会告示第 7 号。以下「認定指針」という。）、行政機関の保有する個人情報保護に関する法律第四章の二の規定による行政機関非識別加工情報の提供に関する規則（平成 29 年個人情報保護委員会規則第 1 号。以下「平成 29 年委員会規則第 1 号」という。）及び独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律第四章の二の規定による独立行政法人等非識別加工情報の提供に関する規則（平成 29 年個人情報保護委員会規則第 2 号。以下「平成 29 年委員会規則第 2 号」という。）は、これらの手続の具体的な方法、様式等を規定している。

今般、規制改革実施計画（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）等に基づき、当委員会の所掌する法令等に基づく手続に係る書面提出や押印等の要否について検討を行った結果、平成 28 年委員会規則第 3 号、平成 29 年委員会規則第 1 号、平成 29 年委員会規則第 2 号及び認定指針について、所要の改正を行うこととしたい。

### 2. 改正内容

- ①平成 28 年委員会規則第 3 号別記様式第一、第二及び第三から「印」を削除する。
- ②平成 29 年委員会規則第 1 号別記様式第一、第二、第四及び第六から「印」を削除し、また、代表者が自筆で記入したときは押印を省略できる旨を削除する。
- ③平成 29 年委員会規則第 2 号について、②と同様の改正を行う。
- ④認定指針別記様式第 1 号、同号別紙 1 及び別記様式第 3 号から「印」を削除する。
- ⑤その他所要の規定の整備を行う。

### 3. 施行期日

- ・行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 39 条第 1 項の規定に基づき、今後 1 か月間意見募集を行う。
- ・公布の日（令和 2 年 12 月中を予定）から施行する。

以上